

山口県報

平成25年
7月9日
(火曜日)

目次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
- 平成二十五年産水稲の指定種子生産ほ場の指定 (農業振興課)……………三
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (道路整備課)……………三
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (道路建設課)……………四
- 公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可 (港湾課)……………四
- 公告
平成二十五年産山口県補正予算の要領の公表 (財政課)……………五
- 契約の締結 (情報企画課)……………八
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (三件) (県民生活課)……………八
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (商政課)……………九
- 土地改良区役員届出 (農村整備課)……………一〇
- 基本測量の実施 (監理課)……………一〇
- 公安委公告
契約の締結……………一

山口県告示第二百七十三号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成二十五年七月九日から同月二十九日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民生活部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 日本化薬株式会社
住 所 東京都千代田区富士見二丁目一一番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 日本化薬株式会社厚狭工場川東工場
所在地 山陽小野田市大字郡二九一七番地の一
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り
三三〇一イ (二基)	($\frac{l}{日}$ 一〇〇〇 $\frac{l}{日}$ 五〇〇)	平成二五、 九、一	平成二五、 九、一五	平成二五、 一〇、一	断 続 一〇時間 変動なし
三三〇一イ	($\frac{l}{日}$ 一〇〇〇 $\frac{l}{日}$ 一〇〇)	〃	〃	〃	八時間
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	($\frac{l}{日}$ 一〇〇〇 $\frac{l}{日}$ 一〇〇)	〃	〃	〃	〃
〃	($\frac{l}{日}$ 一〇〇〇 $\frac{l}{日}$ 一〇〇)	〃	〃	〃	〃
〃	($\frac{l}{日}$ 一〇〇〇 $\frac{l}{日}$ 一〇〇)	〃	〃	〃	〃
三三〇一ロ	($\frac{l}{日}$ 三〇〇 $\frac{l}{日}$ 一〇〇)	〃	〃	〃	〃
〃	($\frac{l}{日}$ 一六〇 $\frac{l}{日}$ 一〇〇)	〃	〃	〃	一〇時間
〃	($\frac{l}{日}$ 一〇〇 $\frac{l}{日}$ 一〇〇)	〃	〃	〃	〃
三三〇一一	($\frac{l}{日}$ 一〇〇 $\frac{l}{日}$ 一〇〇)	〃	〃	〃	〃
三三〇一二	($\frac{l}{日}$ 一〇〇 $\frac{l}{日}$ 一〇〇)	〃	〃	〃	〃
三三〇一リ	($\frac{N}{m^3}$ 三五 $\frac{N}{分}$ 三)	〃	〃	〃	〃

備考 「三三〇一イ」、「三三〇一ロ」、「三三〇一二」及び「三三〇一リ」とは、水質汚濁防止法施

山口県告示第二百七十四号

主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三百一十一号)第三条第一項の規定により、次の市町の区域内のほ場を平成二十五年産の水稲の指定種子生産ほ場として指定した。その関係書類は、山口県農林水産部農業振興課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

市町名 面積(アール)
 山口市 四、〇一五
 周南市 四、七三〇

山口県告示第二百七十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定により、一般県道福浦港金比羅線橋りょう補修工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 一般県道福浦港金比羅線橋りょう補修工事(第一工区)
- (一) 工事場所 下関市彦島迫町六丁目から同市伊崎町二丁目までの間
- (二) 工事の概要

工 種	数 量
橋りょう補修工(上部工)	一式

- 二 経営規模等入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。

- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。

- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の平成二十五年七月八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(プレストレスコンクリート工事の数値が千百以上であること。

- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

- (二) 申請書等の提出方法
- 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所

山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

- (四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十五年七月九日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年八月二十三日までに発送する。

四 その他
この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所（電話〇八三―二三三―七二〇一）にすること。

山口県告示第二百七十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、一般国道四三五号八道橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 一般国道四三五号八道橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）

(一) 工事場所 下関市豊田町大字矢田字平操から同市豊田町大字八道字桐木ヶ台までの間

(二) 工事の概要

構	造	延	長	道	路	幅	員
P.C五径間連結ポステンションT桁形式橋りょう		一六七・〇メートル		二二・五メートル	六・五メートル		

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成二十四年山口県告示第四百九十四号。以下「告示」という。）(二)の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）(第三条第六項)に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成二十五年七月八日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）のプレストレストコンクリート工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十五年七月九日から同月三十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年八月二十三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県下関土木建築事務所（電話〇八三―二三三―七二〇一）にすること。

山口県告示第二百七十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）(第二十二条第一項)の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 埋立区域

(一) 位置

熊毛郡上関町大字長島字御客屋村四九〇四から同大字字瀬戸六一七の一八に沿接する道路に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から11の地点までを順次結んだ線、11の地点と12の地点を結ぶ平成二十二年秋分の満潮位(D. L. +三・〇八メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線、12の地点と13の地点を結ぶ昭和四十六年四月二十日付け指令港湾第六八五号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(D. L. +三・二七メートル)、13の地点と14の地点を結ぶ昭和四十三年八月二十日付け指令港湾第一三〇号でしゅん功認可された埋立地(以下「昭和四十三年埋立地」という。)(と公有水面との境界線(D. L. +三・二七メートル)、14の地点と15の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線、15の地点と16の地点を結ぶ昭和四十三年埋立地と公有水面との境界線(D. L. +三・二七メートル)及び1の地点と16の地点を結ぶ満潮位における公有水面と上関漁港東防波堤との境界線に囲まれた区域

- 1の地点 熊毛郡上関町大字長島字上盛りの上盛山三等三角点(北緯三三度五〇分〇二・九六八秒東経一三三度〇五分三六・六三七秒)から一〇〇度五一分三七秒一、七七八・四三メートルの地点
- 2の地点 1の地点から九九度二分五〇秒五・〇六メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一八九度二分四七秒二・六二メートルの地点
- 4の地点 3の地点から九九度二分三四秒六三・二九メートルの地点
- 5の地点 4の地点から九度二分四七秒二・六二メートルの地点
- 6の地点 5の地点から九九度二分四四秒〇・五一メートルの地点
- 7の地点 6の地点から八二度三七分一四秒一五・二〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から一七三度〇一分五〇秒一・〇一メートルの地点
- 9の地点 8の地点から八二度三五分一二秒四・一二メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三三三度一分〇七秒一・〇三メートルの地点
- 11の地点 10の地点から八三度一六分四四秒一・七六メートルの地点
- 12の地点 11の地点から二〇九度五一分四四秒九・八〇メートルの地点
- 13の地点 12の地点から二六三度一〇分〇一秒三五・四四メートルの地点

(三) 面積

八六二・六一平方メートル

二 免許の年月日及び番号

平成二十三年八月五日 指令平二三港湾第二四〇号

三 関係図書を閲覧できる市町

上関町

四 認可を受けた者

熊毛郡上関町大字長島五〇三番地

上関町

上関町長 柏原 重海

五 認可の年月日

平成二十五年七月一日



(二二六)平成二十五年山口県補正予算の要領の公表

平成二十五年六月山口県議会定例会で議決された平成二十五年山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

平成25年度山口県一般会計補正予算(第1号)

平成25年度山口県の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ871,121千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ692,388,223千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,822千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ544,626千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳	入	出	計
5 繰	入	金	計
			補正前の額
			243,558
			1 他会計繰入金
			245,380
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			408,068
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626
			計
			補正前の額
			546,448
			△1,822
			△1,822
			△1,822
			409,890
			546,448
			544,626

議して条件 行った後 において は、当該 見直し後 の利率に よる。	議して条件 行った後 において は、当該 見直し後 の利率に よる。
--	--

平成25年度電気事業会計補正予算 (第1号)

(総則)
第1条 平成25年度山口県の電気事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。
(収益的収入及び支出)
第2条 平成25年度電気事業会計予算 (以下「予算」という。) 第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出	補正予定額	既決予定額	計
第2款 電気事業費用		△14,329千円	1,307,070千円	1,292,741千円
第1項 営業費用		△14,329千円	1,241,873千円	1,227,544千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)				
第3条 予算第7条中「職員給与と費469,103千円」を「職員給与と費454,774千円」に改める。				

平成25年度工業用水道事業会計補正予算 (第1号)

(総則)
第1条 平成25年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。
(収益的収入及び支出)
第2条 平成25年度工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	支 出	補正予定額	既決予定額	計
第2款 工業用水道事業費用		△21,850千円	5,784,602千円	5,762,752千円
第1項 営業費用		△21,850千円	5,179,232千円	5,157,382千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)				
第3条 予算第8条中「職員給与と費743,681千円」を「職員給与と費721,831千円」に改める。				

(二一七) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
総合企画部情報企画課 山口市薄町一番一丁目
 - 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
YSS通信用電源設備修繕業務 一式
 - 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 四 契約の相手方を決定した日
平成二十五年六月三日
 - 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社NITTO西日本 中国 広島市中区基町六番七七号
 - 六 契約金額
四百五十七万九千円
 - 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三五七二号)第十条第一項第二号に該当するため
 - 八 契約担当者
山口県知事 山本繁太郎
- (二一八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款は、平成二十五年八月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。
平成二十五年七月九日
山口県知事 山本 繁太郎
一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人まちづくり荒高

代表者の氏名 中村 隆芳
 主たる事務所の所在地 山口市本町二丁目二番一五号

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人野鳥やまぐち

代表者の氏名 川元 武
 主たる事務所の所在地 山口市阿知須五〇九番地の五三

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人山口県難治性血管奇形相互支援会

代表者の氏名 有富 健
 主たる事務所の所在地 防府市新橋町一番一一号

(二一九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十五年八月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県周南県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人信愛会

代表者の氏名 衣川 信直

主たる事務所の所在地 周南市須々万本郷六五三番地の三

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人山口県アクティブシニア協会

代表者の氏名 藤本 賢司
 主たる事務所の所在地 周南市大字徳山五八一一番地の一〇

(二二〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年八月十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年六月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 特定非営利活動法人福祉の店アミーチ

代表者の氏名 西村 良夫
 主たる事務所の所在地 山口市小郡下郷二二五六番地の二二

(二二二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十五年七月九日から同年十一月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク生野屋店

所在地 下松市大字生野屋五〇七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

ゼオン山口株式会社 周南市那智町二番一号

高村 利之

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変更に係る事項	変更前	変更後
橋本 清	変更	高村 利之	

四 届出年月日

平成二十五年六月二十七日

五 変更年月日

平成二十五年五月二十七日

(二二三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 就任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
宇部市東岐波山立石土地改良区	理事	西本 昭弘	宇部市大字東岐波二五六一の三
〃	〃	松崎 清治	一六一八の一
〃	〃	山本 良則	一六一〇
〃	〃	筒井 繁夫	一七三三
〃	〃	正司 実	花園二二六六

二 退任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
宇部市東岐波山立石土地改良区	理事	藤重 正治	山口市阿知須八二四五
〃	〃	上野 一志	宇部市大字東岐波二三六〇の五
〃	〃	末永 清	山口市阿知須仙在八五四〇

土地改良区

宇部市東岐波山立石土地改良区

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

(二二三) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 作業の種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

二 作業の地域

宇部市、山口市、山陽小野田市

三 作業の期間

平成二十五年七月十日から平成二十六年一月三十一日まで

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十五年七月九日

山口県知事 山本 繁太郎

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る物品等の名称及び数量

通信指令システム 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十五年五月十七日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

日通商事株式会社 東京都港区海岸一丁目一四番二二号

六 落札金額

十四億千八百二十五万六千円

七 入札公告日

平成二十五年四月二日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 山本繁太郎

(二) 調達方法

借入れ

(三) 落札方式

最低価格



平成二十五年七月九日発行

発行所

山口県知事